

治安上の課題 | 2011

～安全で安心して暮らせる社会をめざして～

警 察 庁

はじめに～治安の重要性～

平穏な市民生活を確保するため、平成15年以降、全国警察が総力を挙げて街頭犯罪・侵入犯罪抑止総合対策や繁華街対策を実施し、官民一体となった犯罪抑止対策を推進してまいりました。また、政府においても、「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」等に基づき、一丸となって治安改善のための取組みを推進してまいりました。その結果、刑法犯認知件数は7年連続で減少するなど、治安情勢は着実に改善しつつあります。

しかしながら、経済や金融のグローバル化の進展等がもたらした犯罪のグローバル化現象、振り込め詐欺に見られるような新しい犯罪グループの出現、サイバー犯罪の増大等、治安情勢は新たな脅威に直面しており、国民の治安に対する不安を解消したとはいえない状況にあります。

こうしたなか、国民が「安全」と「安心」の両面で良い方向に向かっていると実感できるよう、治安水準の更なる向上のための取組みを一層強力に推進していく必要があります。

《 目 次 》

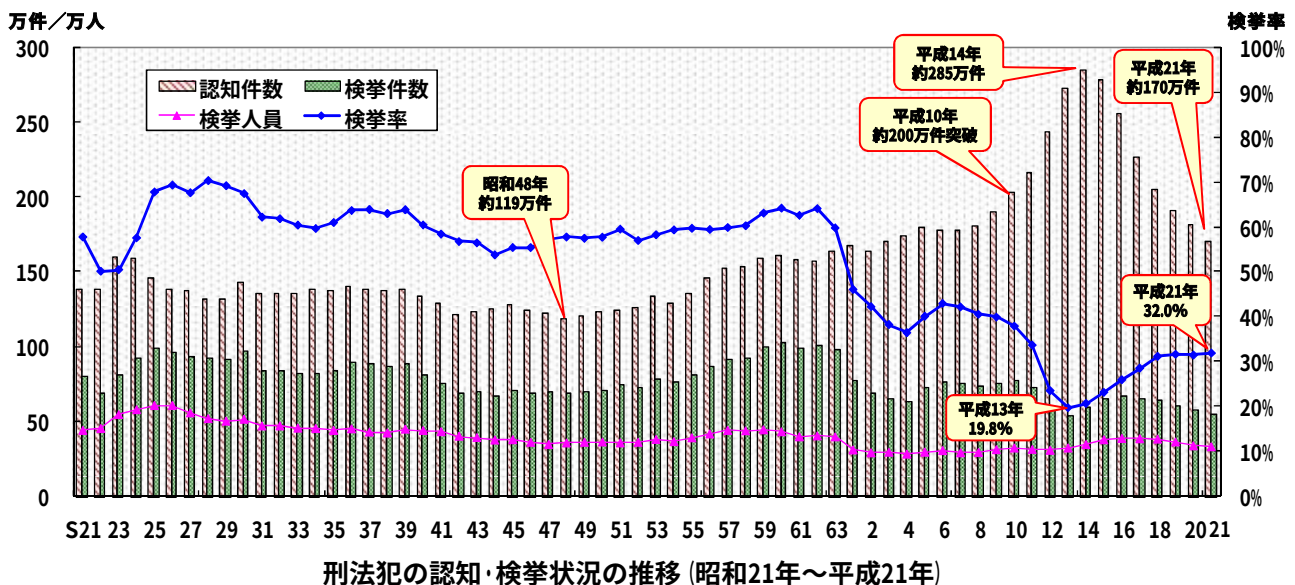
第1	治安水準の更なる向上のための総合対策の推進	2
第2	組織犯罪対策の推進	12
第3	テロの未然防止と緊急事態への対処態勢の強化	14
第4	安全・快適な交通環境実現のための施策の推進	16
第5	警察基盤の充実強化	18
第6	新たな課題への対応	20
第7	警察庁予算の概要	21

1 最近の治安情勢 ～刑法犯の特徴的傾向～

■ 刑法犯の認知・検挙状況

刑法犯（交通事故による業務上過失致死傷及び危険運転致死傷を除きます。）の認知件数は、平成8年以降急増し、平成10年には200万件を超え、平成14年まで7年連続して戦後最多を記録していましたが、平成15年以降7年連続して減少し、平成21年も170万3,044件と平成20年に比べ11万4,979件（6.3%）減少しました。

また、平成21年中の検挙件数は54万4,699件、検挙人員は33万2,888人と、いずれも平成20年に比べ減少し、検挙率は32.0%と、前年に比べ0.5ポイント上昇しています。



■ 街頭犯罪・侵入犯罪抑止総合対策の推進

○ 街頭犯罪・侵入犯罪抑止総合対策

国民が身近に不安を感じている路上強盗、ひったくり等の街頭犯罪や侵入窃盗、侵入強盗等の侵入犯罪の発生を抑止することを目的として、平成14年11月、警察庁に「街頭犯罪等抑止総合対策室」を設置するとともに、平成15年から、各都道府県警察においても、地域の実情に応じて策定した計画に基づき、街頭犯罪・侵入犯罪抑止総合対策を推進しています。

○ 街頭犯罪を抑止するための対策

街頭犯罪の発生を抑止するため、パトロールや検挙活動を強化するとともに、防犯教室や防犯訓練を通じて具体的な防犯指導を行うほか、ウェブサイト等を活用して防犯情報の提供を行っています。



コンビニエンスストアにおける防犯訓練 (愛知県警察)



教職員対象の防犯教室 (北海道警察)

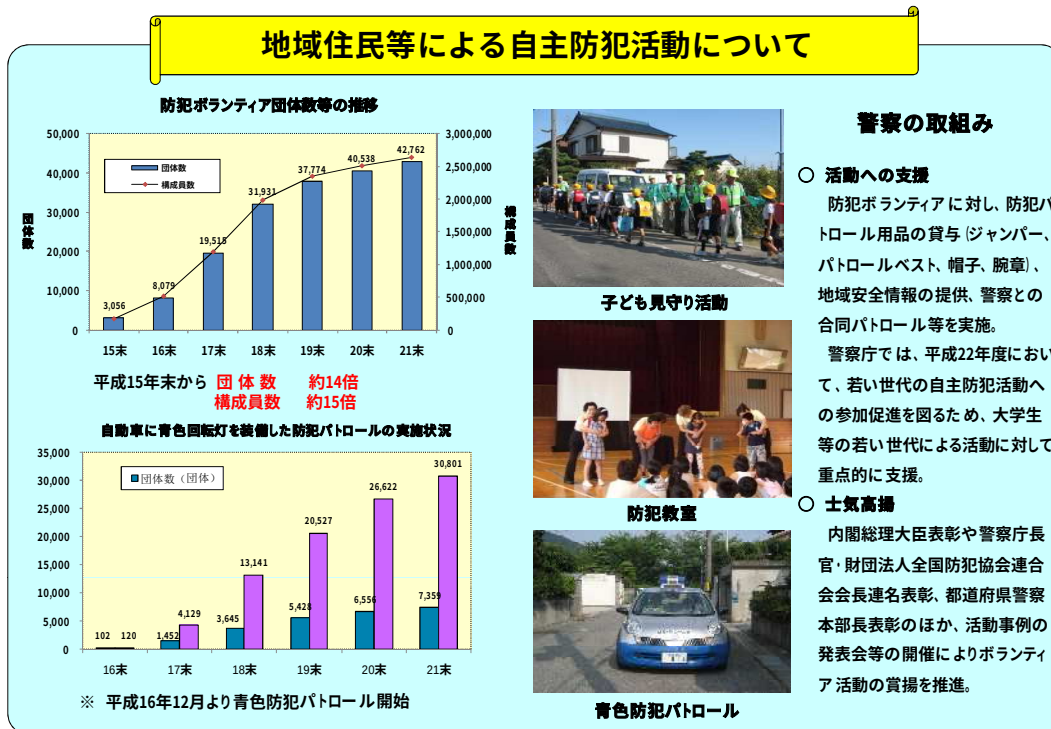


ウェブサイトによる情報提供 (福岡県警察)

2 犯罪が起きにくい社会づくりの推進

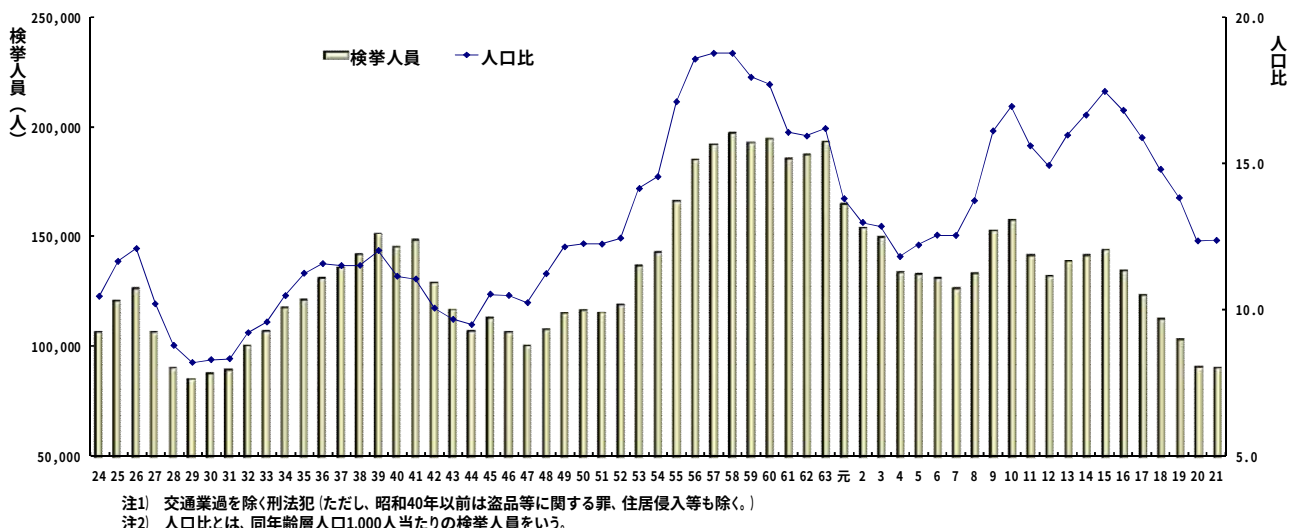
■ 地域住民等による自主防犯活動の現状と活性化の推進

平成21年末現在、警察が把握している防犯ボランティア団体の数は全国で4万2,762団体、構成員数は約260万人であり、平成15年末に比べ、団体数は約14倍、構成員数は約15倍に増加しています。犯罪の起きにくい社会を実現していくためには、地域住民等が防犯意識を高め、自主的な防犯活動を推進し、犯罪の未然防止や地域社会の連帯意識と絆の強化を図ることが重要であり、関係機関と連携しつつ、地域住民等による自主防犯活動の活性化に向けた取組みを引き続き推進していくこととしています。

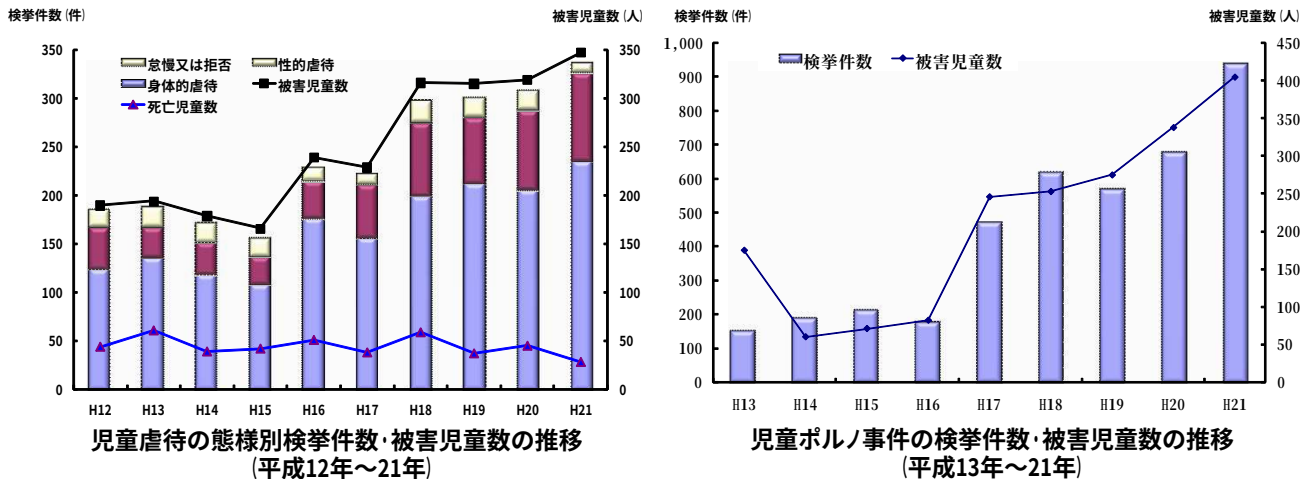


■ 少年の非行・犯罪被害の情勢

刑法犯少年の検挙人員は、平成16年から6年連続で減少していますが、平成21年中の同年齢層の人口1,000人当たりの検挙人員(人口比)は成人の5.4倍となっています。また、児童虐待事件や児童ポルノ事件が増加しているなど、少年の非行・犯罪被害の情勢は、予断を許さない状況にあります。



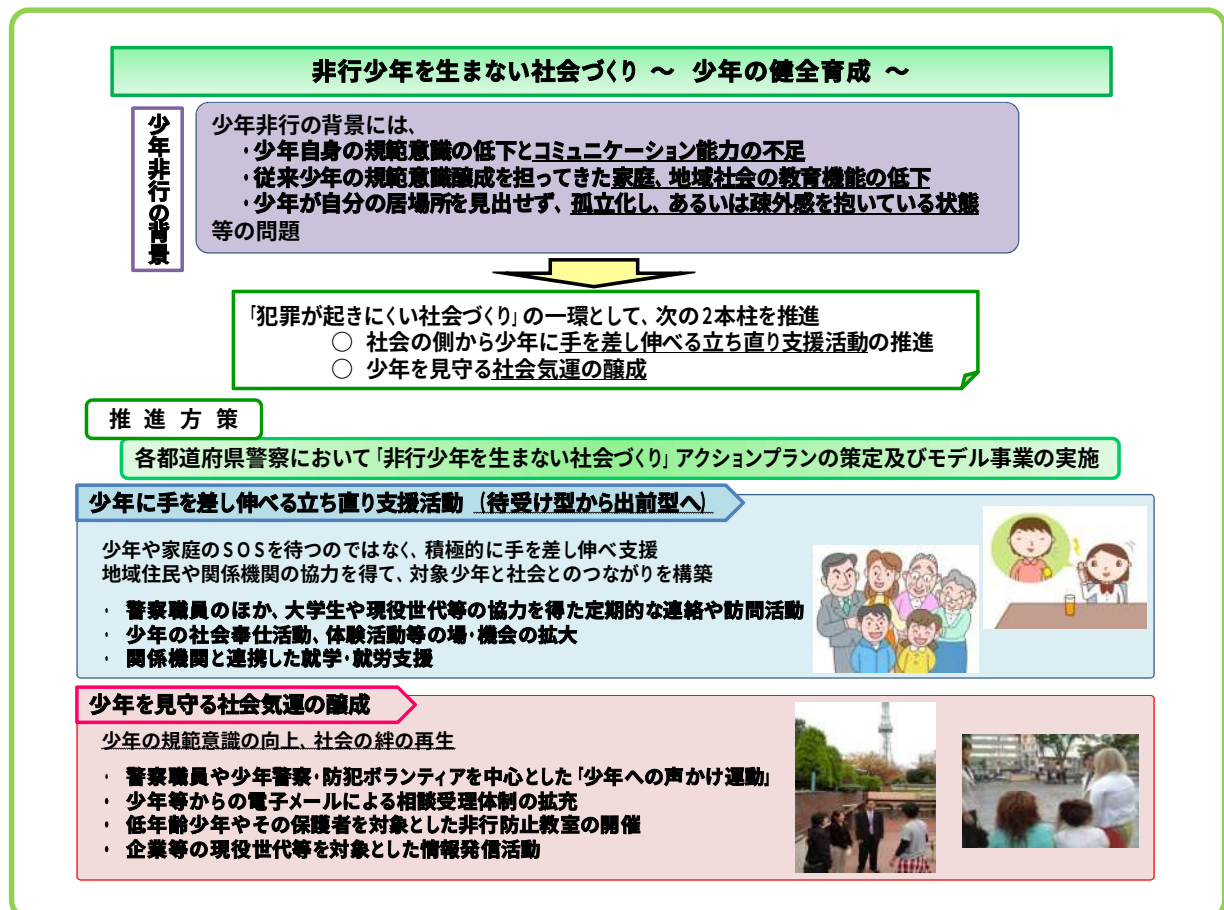
刑法犯少年の検挙人員・人口比の推移



○ 非行少年を生まない社会づくり

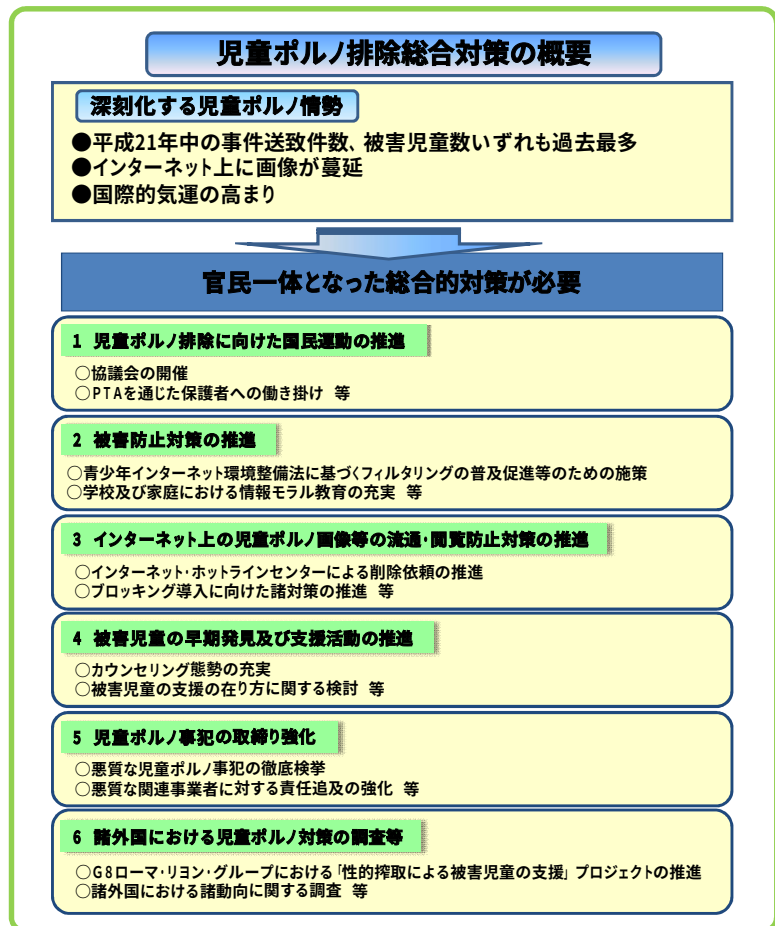
警察では、少年の非行を防止するため、「子ども・若者ビジョン」（平成22年7月子ども・若者育成支援推進本部決定）等に基づき、関係省庁や地域社会と連携した取組みを推進していくこととしています。

特に、近年の少年非行の背景には、少年の規範意識の低下や「孤立化」、家庭や地域社会の教育機能の低下等の社会的要因が見られることから、問題を抱え非行に走るおそれのある少年に積極的に手を差し伸べ、警察職員の訪問・連絡や少年の社会奉仕活動・体験活動等の機会の確保等により立ち直りを支援するとともに、少年の規範意識の向上や社会との絆の構築を目指し、少年を見守る社会気運を醸成するなど、「非行少年を生まない社会づくり」を推進しています。



■ 児童ポルノ対策の推進

警察では、深刻な児童ポルノ情勢にかんがみ、平成21年6月に策定した「児童ポルノの根絶に向けた重点プログラム」に基づく諸対策を推進していますが、平成22年7月、犯罪対策閣僚会議において「児童ポルノ排除総合対策」が決定されたことから、関係省庁等とも連携し、児童ポルノ事犯の取締り、被害児童の早期発見及び支援活動、インターネット上の児童ポルノ画像等の流通・閲覧防止対策等を一層強力に推進することとしています。



3 街頭防犯カメラの設置

警察では、公共空間における犯罪を予防し、被害を未然に防ぐとともに、犯罪発生時には犯罪を速やかに認知し、犯人の追跡や被害者の保護に向かうなど迅速・的確な対応に役立てることを目的として、平成22年3月現在、12都府県で461台の街頭防犯カメラを整備しています。



街頭防犯カメラ

4 窃盗犯罪等の抑止対策

警察では、刑法犯認知件数の約4分の3を占める窃盗犯罪を抑止することが治安対策上極めて重要であることから、防犯意識の向上や盗難防止性能の高い自動車、オートバイの普及等を促進しているところです。また、窃盗犯罪等の被害品の一部は、処分・換金され、これが犯行の動機の一つとなっていることから、被害品の流通防止対策を進めているところであり、特に被害品がインターネット・オークションを通じて処分されたり、海外に輸出されたりしている現状を踏まえ、インターネット・オークション事業者と連携するなどして被害品の流通防止対策を一層促進していくこととしています。

■ 現状

重要犯罪（殺人、強盗、放火、強^{かん}姦、略取誘拐・人身売買及び強制わいせつ）の平成21年の認知件数は1万5,158件と、平成16年から減少していますが、通り魔殺人事件や女性、子どもが被害者となる痛ましい事件等が相次いで発生しています。また、犯罪の広域化・巧妙化が進むなど、捜査を取り巻く環境が悪化している中、裁判員制度を始めとする司法制度改革に的確に対応するため、客観的な証拠の収集の徹底、捜査の適正の一層の確保等が求められています。

そこで、警察としては、科学技術の活用を図り、捜査の高度化・効率化を推進するなどして、重要犯罪等の検挙向上に向けた取組みを進めています。

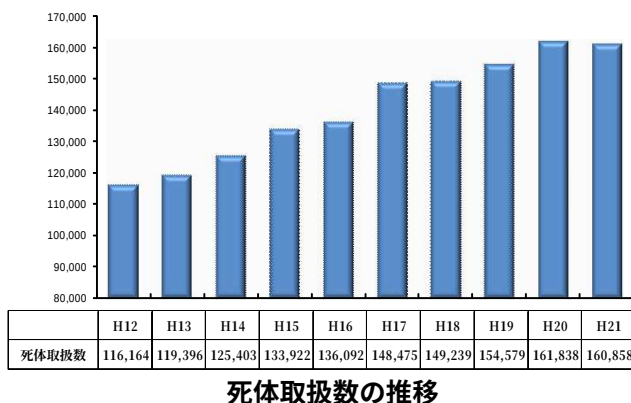
■ 対策

○ 死因究明体制の強化

平成21年中に警察が取り扱った死体数は約16万體と、平成12年と比べて約1.4倍となっており、今後も高水準で推移することが予想されます。

我が国の死因究明制度の現状は必ずしも十分なものとは言い難く、平成10年以降について見ても、犯罪死の見逃し事案が39件発覚しており、特に、平成19年に発生した時津風部屋における力士死亡事件の社会的反響は大きく、犯罪死の見逃しを防止することに対する国民の関心が高まっています。

このような犯罪死の見逃し事案を防止するため、警察においては、死体取扱いの専門家である刑事調査官の増員を図るとともに、より客観的に死因を判別できるよう、死体に対する薬物検査やCT検査等の積極的実施に努めています。



刑事調査官（検視官）

○ 犯罪死の見逃し防止に資する死因究明制度の在り方に関する研究会の設置

平成22年1月、警察庁に法医学者や刑事法学者等の有識者から成る研究会を設置し、犯罪死の見逃し防止に資する死因究明制度の在り方について検討しています。同研究会は、同年7月に検視・死体見分の高度化、検案の高度化、解剖率の向上等について、今後5年間を目途に必要となる施策や実現すべき目標値等を中間報告として取りまとめしており、警察庁としては、この中間取りまとめを踏まえ、各種施策を進めることとしています。同研究会においては、平成22年度内に最終的な取りまとめを行うべく、引き続き検討が行われる予定です。



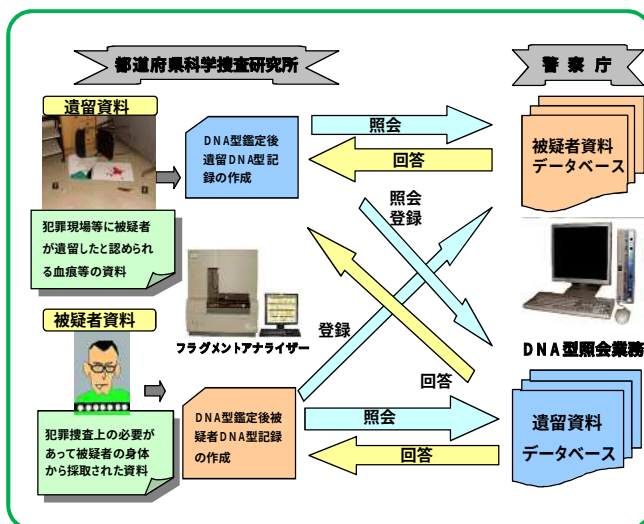
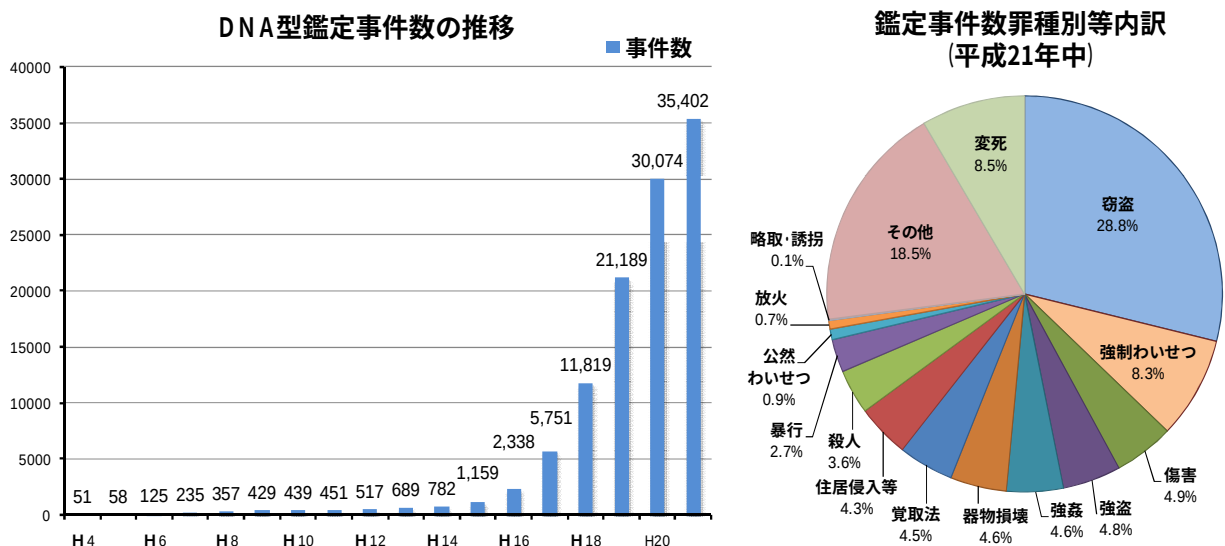
○ DNA型鑑定の整備及びDNA型データベースの活用

DNA型鑑定とは、ヒトの細胞内に存在するDNAの塩基配列を分析することにより個人を高い精度で識別する鑑定方法です。平成元年に科学警察研究所で実用化が開始されてから、既に20年以上の実績があり、科学的に立証する有効な鑑定方法として定着しています。

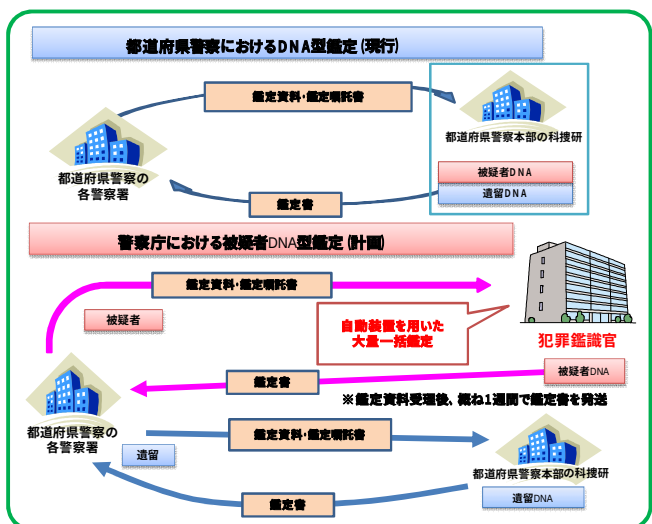
また、平成17年9月から運用が開始されたDNA型データベースの活用により、異なる府県間のものも含め、多くの事件の被疑者が確認されており、DNA型鑑定及びDNA型データベースを活用することで客観的証拠の収集が迅速に行われ、悪質・巧妙化・広域化する重要凶悪犯罪等を確実に検挙することが可能となり、犯罪捜査に大きな効果を発揮しています。

しかしながら、DNA型データベースの蓄積数は諸外国に比べ非常に少ないうえ、近年のDNA型鑑定事件数の飛躍的な増加に伴う鑑定需要に対応できるだけの体制も必ずしも十分であるとはいえず、鑑定体制の強化が急務となっています。そのため、警察庁においては検査を自動化する大量一括処理装置を導入するなど、更なるデータベースの拡充・鑑定体制の強化に努めています。

DNA型鑑定事件数の急増・罪種別内訳



DNA型鑑定業務



大量一括処理方式による被疑者DNA型鑑定

4 犯罪被害者支援の充実

■ 現状

犯罪の被害者は、犯罪による生命・身体・財産に対する直接的な被害だけではなく、事件に遭ったことによる精神的ショックや身体の不調、医療費の負担や失職、転職等による経済的困窮など被害後に生じる様々な問題に苦しめられます。

■ 対策

警察では、被害の届出、被疑者の検挙、被害の回復・軽減、再被害防止等の面で、被害者と密接な関係を有していることから、平成8年2月に「被害者対策要綱」を制定し、被害者の視点に立った各種施策を展開しています。

また、「犯罪被害者等基本法」（平成16年法律第161号）及び同法に基づく「犯罪被害者等基本計画」（平成17年12月閣議決定）を踏まえ、警察自らの取組みを一層、充実強化するとともに、民間の被害者支援団体等の関係機関・団体と連携して社会全体で被害者を支える体制づくりに努めています。



被害者支援に係る基本施策

■ 犯罪被害給付制度

犯罪被害給付制度は、通り魔殺人等の故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた被害者の遺族や重傷病又は障害という重大な被害を受けた犯罪被害者に対して、社会の連帯共助の精神に基づき、国が犯罪被害者等給付金を支給する制度です。この制度は、昭和56年1月に施行されて以来、約6,720人の犯罪被害者に関して、約213億円を支給しており（平成22年3月末現在）、犯罪被害等の早期の軽減に重要な役割を果たしています。

平成20年7月には、「犯罪被害者等基本計画」に基づく「経済的支援に関する検討会」の提言を踏まえ、「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律」及び関係政令等が改正され、犯罪被害等を早期に軽減するとともに、被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう支援するという理念の下、次のとおり犯罪被害者等給付金の拡充が図られました。

- ・ 生計維持関係のある遺族に対する遺族給付金の引上げ（1,573万円～416万円→2,964.5万円～872.1万円）
- ・ 重度後遺障害者（障害等級第1級～第3級）に対する障害給付金の引上げ（1,849.2万円～378万円→3,974.4万円～1,056万円）
- ・ 休業損害を考慮した重傷病給付金の額の加算

遺族給付金	障害給付金	重傷病給付金
支給額（最高額～最低額） 2,964万5千円～320万円	支給額（最高額～最低額） 3,974万4千円～18万円	上限額 120万円
※ 被害者が死亡前に療養を要した場合、医療費の自己負担相当額と休業損害を考慮した額の合算額も併せて支給（上限額：120万円）	※ 障害とは、負傷又は疾病が治ったとき（その症状が固定したときを含む。）における身体上の障害で、法令に定める程度のもの（障害等級：第1級～第14級）	※ 重傷病（加療1か月以上、かつ、3日以上入院（精神疾患については、3日以上労務に服することができない程度の症状））になった場合、医療費の自己負担相当額と休業損害を考慮した額の合算額を1年を限度として支給

犯罪被害者等給付金の概要

■ 課題

○ 民間被害者支援団体との連携

「犯罪被害者等基本計画」に基づく「民間団体への援助に関する検討会」や「支援の連携に関する検討会」において、民間被害者支援団体との連携の強化等を内容とする「最終取りまとめ」がなされました。

これを受け、警察では、都道府県公安委員会が指定する犯罪被害者等早期援助団体を始めとする民間被害者支援団体への犯罪被害相談業務・直接支援業務の委託等を行うとともに、民間団体の支援員の能力向上のための研修の充実等に努めています。

また、犯罪被害者等が置かれた具体的な状況や支援の意義について国民の理解と共感を増進し、地域社会において犯罪被害者等を支える機運を醸成すると同時に、国民、特に次世代を担う中高生の規範意識を向上させるため、民間被害者支援団体や教育委員会等と連携し、「命の大切さを学ぶ教室」等の取組みを積極的に展開していくこととしています。

5 サイバー空間の安全確保の推進

■ サイバー犯罪の現状

平成21年中のサイバー犯罪の検挙件数は6,690件であり、過去5年間で2倍になっており、中でも、不正アクセス禁止法違反は過去最多となっています。ネットワーク利用犯罪では、児童買春・児童ポルノ禁止法違反が増加し、児童の性犯罪等の被害も依然として深刻な状態です。

また、平成21年中のサイバー犯罪に関する相談受件数は83,739件であり、詐欺・悪質商法に関する相談が増加しています。出会い系サイトに関係した事件の被害児童数は453人で、平成20年より271人(37.4%)減少したものの、出会い系サイト以外のサイトを利用して犯罪(児童福祉法違反青少年保護育成条例違反、児童買春・児童ポルノ禁止法違反及び重要犯罪)の被害児童数は1,136人で、平成20年と比べて344人(43.4%)増加しています。

■ サイバー犯罪対策の推進

○ サイバー犯罪の取締りの強化

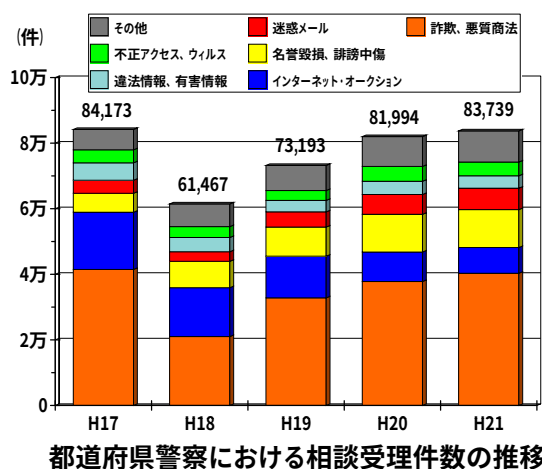
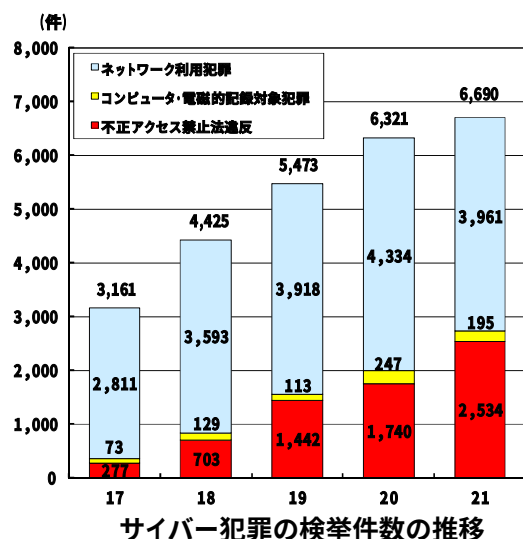
今後5年をめぐり真の治安再生を実現することを目指す「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」において「サイバー犯罪の情報収集・分析・取締り機能の強化」が、また、2020年までに世界最先端の「情報セキュリティ先進国」を実現することを目指す「国民を守る情報セキュリティ戦略」の年度計画である「情報セキュリティ2010」において「サイバー犯罪の取締りの態勢の強化」が掲げられていることから、警察では、サイバー犯罪に対する専門的なプロジェクトチームを設置し、捜査に必要な知識、技能をもった捜査員の登用等を通じ、サイバー犯罪の取締りを積極的に進めています。

○ 違法情報、有害情報対策の推進

警察庁から委託を受けたインターネット・ホットラインセンターでは、インターネット利用者から違法・有害情報に関する通報を受理し、警察への通報やプロバイダ等への削除依頼を行っています。平成18年6月に運用が開始され、平成21年中には、約13万件的の通報を受理しており、そのうち約2万件的の違法情報が警察に通報され、捜査の端緒となっています。

同センターが受理する通報は、違法情報が増加しているほか、携帯電話専用サイトが前年比で倍増するなどの傾向が見られ、これらの情勢を的確に捉えた運営を維持し、迅速な警察庁への通報や削除要請を行うこととしています。

また、出会い系サイト内や登録制サイト内の違法情報についてのサイバーパトロール業務を民間に委託し、同センターに通報する制度を運用しているほか、フィルタリングの普及促進を図るための広報啓発活動等の取組みを推進しています。



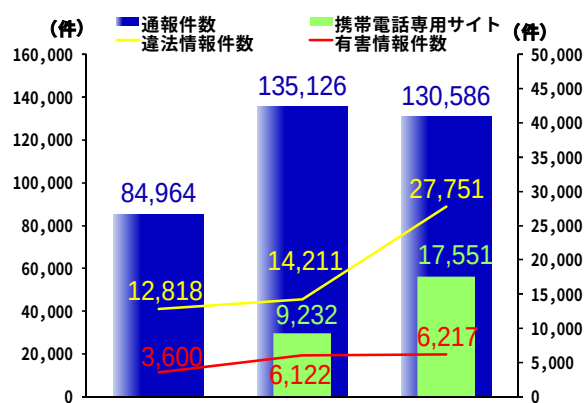
○ インターネット上の児童ポルノ対策の推進

政府では、犯罪対策閣僚会議において「児童ポルノ排除総合対策」を決定し、官民一体となった児童ポルノ排除総合対策を強力に推進することとしています。同総合対策では、インターネット・ホットラインセンターからの通報等に基づく児童ポルノ事件の検挙とともに、「インターネット上の児童ポルノ画像等の流通・閲覧防止対策の推進」を柱の一つとしており、インターネット・ホットラインセンターの活動は、政府全体の取組みの中で重要な役割を担っています。

また、同総合対策では、政府としてインターネット接続事業者等が実効性のあるブロック킹導入に向けた環境整備を実施することとされており、その実効を期すため、同センターに集約された児童ポルノ情報を迅速かつ的確に「児童ポルノ掲載アドレスリスト作成管理団体」に対して提供するなど、政府として最大限の支援を実施することとしています。



インターネット・ホットラインセンターの概要



インターネット・ホットラインセンターの通報受理状況等の推移

○ 産業界等との連携

有識者らで構成する「総合セキュリティ対策会議」や都道府県警察の「プロバイダ等連絡協議会」を通じて、産業界等と必要な連携・情報交換を図っています。

○ 国際的な連携強化

警察は、G8やアジア地域のサイバー犯罪対策関係の会合に積極的に参画しているほか、警察庁に24時間コンタクトポイントを設置し、国境を越えて敢行される事件への円滑な対応、二国間での積極的な情報交換を図っています。



第10回アジア大洋州地域サイバー犯罪捜査技術会議

■ サイバー犯罪への技術的対応

多様化・複雑化するサイバー犯罪に適切に対処するため、警察ではデジタルフォレンジック（犯罪の立証のための電磁的記録の解析技術及びその手続）に係る取組みの強化に努めるとともに、捜索差押え現場でコンピュータ等を差し押さえるための技術的指導や押収した携帯電話、コンピュータ等から証拠を取り出すための解析等のデジタルフォレンジックを活用した技術支援体制を構築しています。



破損した電子機器に保存された電磁的記録の解析

1 犯罪のグローバル化対策

今日の我が国における来日外国人犯罪を取り巻く状況をみると、検挙件数、検挙人員等の統計上の数字だけでは把握できない、「犯罪のグローバル化」というべき状況がみられ、治安に対する重大な脅威となっています。

最近の来日外国人犯罪は、単発的犯罪が目立った平成初期の状況とは全く異質のものであり、世界的規模で活動する犯罪組織の我が国への浸透、構成員の多国籍化、犯罪行為の世界的展開といった、より深刻度を増している状況がうかがわれ、その対策が喫緊の課題となっています。

そこで、警察としては、犯罪のグローバル化に対応するための体制を整え、不透明化する犯罪組織の実態解明等に必要な資機材を整備していくほか、東アジアを中心とした外国治安機関との協力体制の構築を進めていきます。

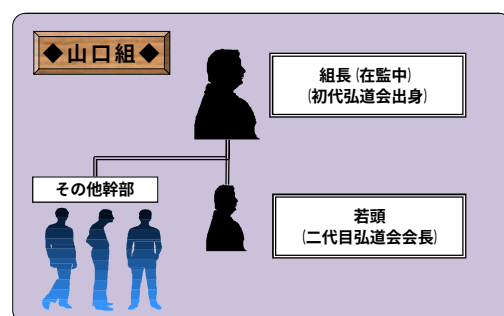
2 暴力団対策

全暴力団構成員の半数を占める構成員を擁する山口組は、多くの暴力団と友誼関係等を構築することにより、大半の暴力団に影響を及ぼし得る地位を獲得しており、山口組による一極集中の勢力関係が生じています。

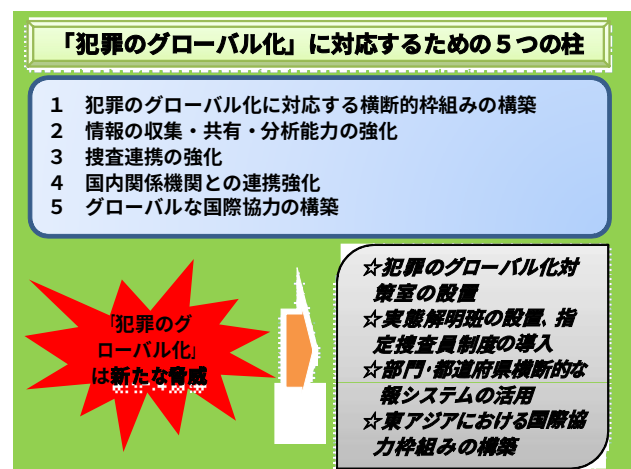
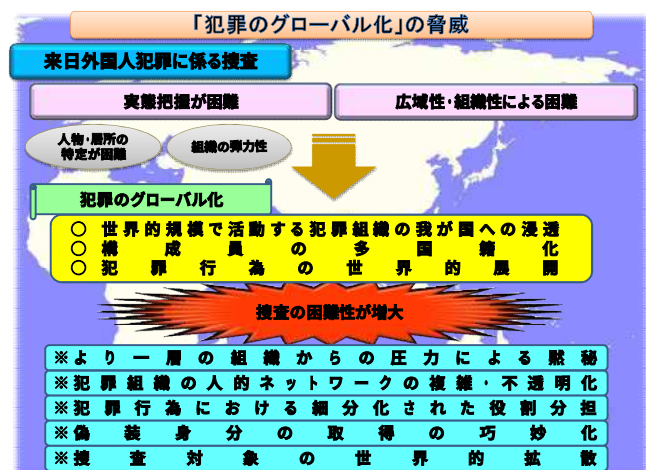
現在の山口組は、傘下組織の一つである弘道会の初代会長が組長、二代目会長が若頭となっており、山口組の主要ポストを押さえている弘道会が、事実上支配している団体です。

暴力団対策上、一極集中状態にある山口組の弱体化が急務であり、そのためには、中枢組織である弘道会の弱体化を図ることが不可欠です。

また、事務所撤去運動の関係者宅や企業に対してけん銃発砲事件を繰り返し敢行するなど、極めて悪質な団体である工藤会に対する取締りが急務となっています。



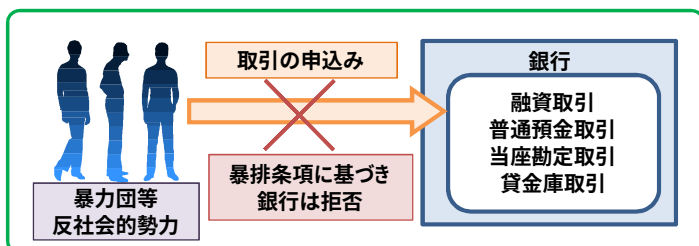
弘道会による山口組の実質的支配状況



弘道会事務所に対する捜索時の状況

暴力団対策は、社会全体で実施していくことが必要であることから、警察では、「警察対暴力団」という構図から、「社会対暴力団」という構図へ転換を進め、関係機関・団体等との連携を一層強化し、社会全体で暴力団を孤立させるための取組みを推進しています。

同時に、暴力排除活動に取り組む者に対し、保護対策の徹底等その安全を確保することが喫緊の課題となっています。



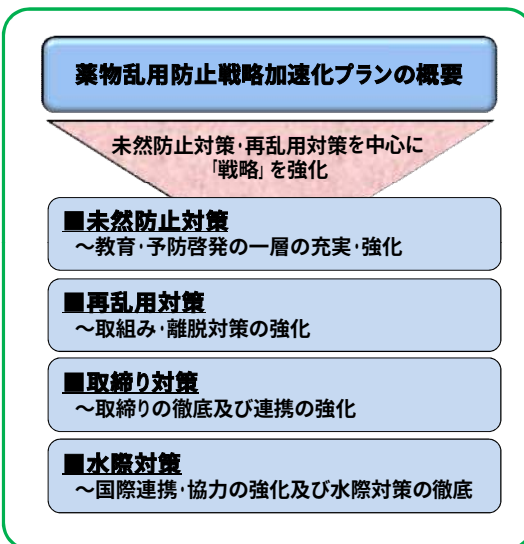
銀行取引からの暴力団排除

3 薬物対策

深刻な薬物情勢を踏まえ、薬物乱用対策推進会議では、「第三次薬物乱用防止五か年戦略」の加速化を図るため、「薬物乱用防止戦略加速化プラン」を策定し、警察においても、未然防止対策、再乱用対策、取締対策及び水際対策を強化することとしています。

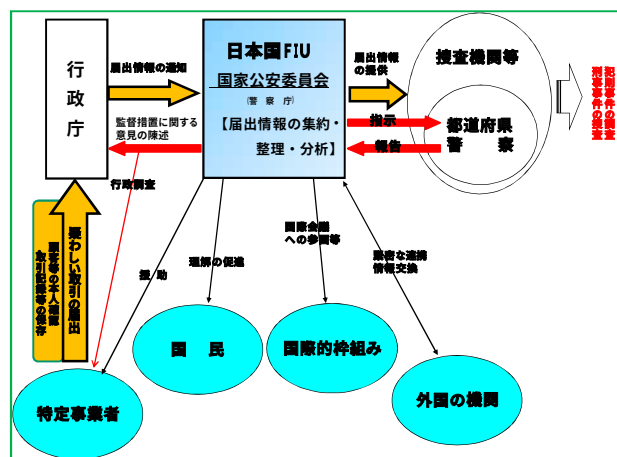
- 公共部門における暴力団排除
 - ・ 行政対象暴力対策の推進
 - ・ 公共工事等あらゆる契約からの暴力団排除
 - 各種業界における暴力団排除
 - ・ 「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」の普及
 - ・ 証券・銀行取引や建設業等各種業界からの暴力団排除
 - 地域住民等と一体となった暴力排除活動の推進
 - ・ 損害賠償請求訴訟、事務所撤去・進出阻止運動に対する支援等
 - ・ 暴力団資金源の封圧を目的とし、地域の飲食店等による「縁切り同盟」を結成
 - 暴力団へのみかじめ料支払を一斉拒否
- 「警察対暴力団」から「社会対暴力団」への転換**
- 暴力団排除に関する条例の制定
- ⇒ 暴力排除活動を行う者・企業に対する保護対策の必要性の高まり

社会全体での暴力団排除の推進

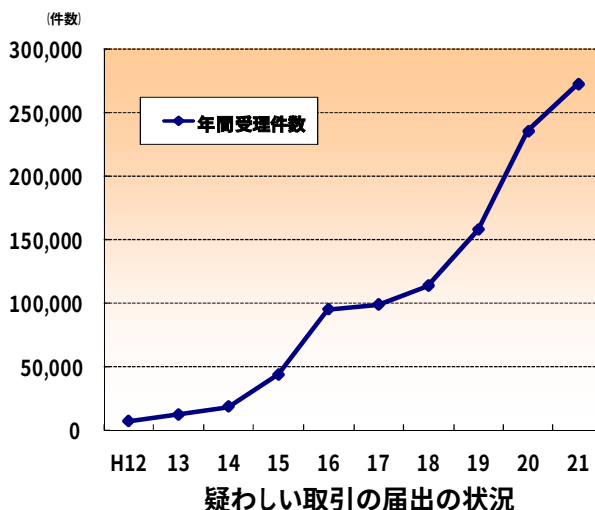


4 犯罪収益対策

平成21年中における疑わしい取引の届出についての受理件数は、平成14年の14.5倍、平成17年の2.8倍となるなど大きく増加しており、その対応が大きな課題となっています。



犯罪収益移転防止法の概要



1 平成22年A P E C対策

国際テロ情勢は、米国旅客機に対するテロ未遂事件（平成21年12月）や、ニューヨークのタイムズ・スクエアにおける爆弾テロ未遂事件（平成22年5月）が発生するなど、緊迫化しています。また、平成22年3月に発生した韓国^{しやう}哨戒艦沈没事件をめぐり、北朝鮮は関与を否定して強硬措置を主張するなど、朝鮮半島情勢は予断を許しません。

このほか、反グローバリズムを掲げる過激な勢力等は、世界各地で大規模かつ過激な抗議行動に取り組むなどその脅威が一段と増しており、極左暴力集団や右翼についても、「テロ、ゲリラ」事件を引き起こす可能性が依然として高い状況にあります。

こうした厳しい情勢の下、平成22年11月に、我が国でA P E C（アジア太平洋経済協力）首脳会議等が開催されます。アジア太平洋地域の首脳が一堂に会するA P E Cは、国際テロ組織、反グローバリズムを掲げる過激な勢力等がその存在をアピールする格好の機会であることから、我が国においてテロや暴動等の発生が懸念されます。

2 テロ、大規模災害等緊急事態への対応

警察では、テロを防ぐため、外国や国内の関係機関と連携して、情報の収集・分析を進めています。

また、原子力発電所、国会、総理大臣官邸等の重要施設等に対する警戒警備を強化するとともに、ハイジャック未然防止等のため、警察官が航空機に警乗するスカイ・マーシャル的確な運用を図っています。

さらに、テロが万一発生した場合に備え、特殊部隊（S A T）や銃器対策部隊、NBCテロ対応専門部隊等の充実強化や実戦的な訓練を行っています。



特殊部隊（SAT）訓練



銃器対策部隊の部隊査閲

3 サイバーテロ対策

平成21年7月、米国・韓国の政府機関等に対するサイバー攻撃が発生するなど、国民生活や社会経済活動を支える重要インフラに対するサイバーテロの脅威は現実化しています。警察では、重要インフラ事業者等への個別訪問やサイバーテロ対策協議会を通じて情報提供を行っているほか、重要インフラ事業者等と事案発生を想定した共同訓練を実施するなど官民連携の強化に努めています。



重要インフラ事業者等との共同訓練

4 災害への対応

平成21年中は、中国・九州北部豪雨（7月）や駿河湾を震源とする地震（8月）等の発生により全国各地で多くの被害が発生しました。本年も、梅雨前線の影響による集中豪雨等により大きな被害が発生しています。

警察では、いつ、どこで発生するか分からない地震や集中豪雨等の大規模災害に的確に対処すべく、全国の都道府県警察に広域緊急援助隊を設置し、災害発生時には迅速に被災地に派遣して救出救助活動を行っています。加えて、極めて高度な救出救助能力を有する特別救助班（P-R E X）を12都道府県警察に設置して体制強化を図っています。



行方不明者の搜索活動に当たる広域緊急援助隊
(平成22年7月、広島)

5 北朝鮮による対日有害活動等の現状と対策

■ 北朝鮮による対日有害活動等

○ 北朝鮮による対日有害活動

韓国哨戒艦沈没事件により朝鮮半島情勢が緊迫化している中、北朝鮮は新たな工作機関として偵察総局を設置し、工作能力を集約・拡大させるなどしていることから、警察では、関連情報の収集・分析を強化しています。

○ 対北朝鮮措置に関連する取締りの現状

我が国は、北朝鮮に対して輸出入の禁止等の措置を講じており、さらに、韓国哨戒艦沈没事件を受け、平成22年5月28日の閣議において第三国を経由した迂回輸出入等を防ぐため、一層厳格な対応を行うこととされたこと等を踏まえ、警察では、今後とも対北朝鮮措置に関連する違法行為の取締りを徹底することとしています。

○ 北朝鮮による拉致容疑事案

警察では、これまでの捜査の結果、日本人拉致容疑事案12件17人及び朝鮮籍の姉弟が日本国内から拉致された事案1件2人の計13件19人を北朝鮮による拉致容疑事案と判断するとともに、これら以外にも、拉致の可能性を排除できない事案があるとの認識の下、捜査・調査に取り組んでいます。

■ 大量破壊兵器関連物資等の不正輸出

警察では、国際社会の平和と安定に対する脅威である大量破壊兵器関連物資等の不正輸出に対する取締りを積極的に推進しています。

また、不拡散に向けた国際的な取組みにも参加しており、平成21年10月に実施されたシンガポール主催のP S I（Proliferation Security Initiative）海上阻止訓練には、警視庁及び愛知県警察のNBCテロ対応専門部隊が参加しました。

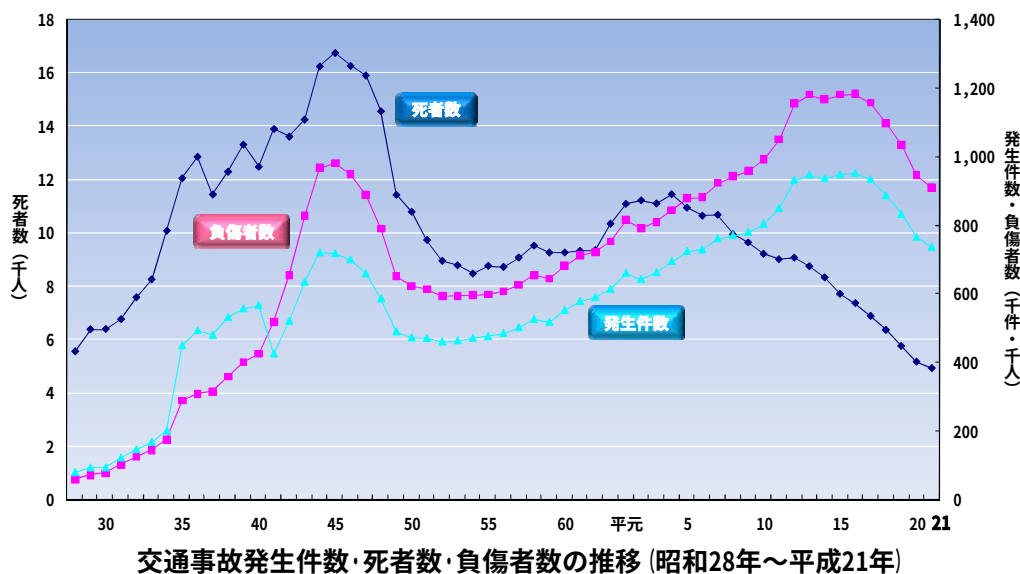


P S I海上阻止訓練（平成21年10月、シンガポール）

1 厳しい交通情勢

■ 現状

平成21年中の交通事故死者数は4,914人であり、昭和27年以来、57年ぶりに4,000人台になりましたが、いまだ多くの尊い生命が交通事故の犠牲となっています。また、交通人身事故の発生件数及び負傷者数も前年より減少しましたが、いまだ約74万件の交通事故が発生し、約91万人が負傷しているなど、交通情勢は依然として厳しい状況にあります。



【第8次交通安全基本計画】
(平成18年3月 中央交通安全対策会議)

平成22年までに
交通事故死者数 5,500人以下に
交通事故死傷者数 100万人以下に



昨年、2年前倒して達成

【新たな政府目標】
(平成21年1月)

今後10年間を目途に、昨年の交通事故死者数を半減させ、2,500人以下とする。

■ 対策

交通安全教育の継続的な推進、適正かつ効率的な交通事故事件捜査の推進、信号機や道路標識・標示等の交通安全施設の整備、高齢運転者の安全な運転を支援するための施策の充実等により、安全・安心で人にやさしい交通環境の実現を目指します。



交通安全教育



交通事故事件捜査

交通安全施設の整備

警察では、交通事故の抑止及び渋滞の解消に高い効果を発揮し、地球温暖化の防止にも資する交通安全施設等を整備しております。これらの整備事業は、社会資本整備重点計画に基づき、次のような事業を重点的に推進することとしています。

あんしん歩行エリアの整備

交通事故が多発している住居系地区及び商業系地区における、歩行者・自転車の事故の抑止

例)



信号機の歩車分離化



道路標識の高輝度化・大型化



照明灯付横断歩道標識

事故危険箇所対策

死傷事故発生率が高く、又は死傷事故が多発している交差点・単路における事故の抑止

例)



信号機改良(多現示化)



対向車接近表示装置

通学路対策

通学路における、通学・通園児童等の安全な通行の確保

例)



押ボタン式信号機の設置



道路標識の大型化

歩行空間のバリアフリー化

主要な生活関連経路等における、高齢者・障害者等の安全な移動の確保

例)



バリアフリー対応型信号機



エスコートゾーン

高度道路交通システム（ITS）

光ビーコンを用いた個々の車両と交通管制システムとの双方向通信等、高度な情報通信技術の活用等により、道路交通の安全、円滑及び交通公害の防止を図るシステム



交通管制センター



光ビーコン

信号灯器のLED化

視認性に優れ、交通事故抑止に大きな効果があり、また、消費電力の低減及び長寿命化によるランニングコストの低減・CO₂排出量の抑制に資するLED信号灯器への改良



第5 警察基盤の充実強化

1 人的基盤の強化

地方警察官増員の経緯

危険水域に達した治安情勢

- ・ 刑法犯認知件数は、平成14年まで7年連続で戦後最多を更新
- ・ 刑法犯検挙率は、13年には19.8%と戦後最低を記録

- 平成13年度から19年度まで **合計2万4,230人を増員**
- +
- 平成21年度 **合計959人を増員**
- ・ 子どもと女性を性犯罪等の被害から守るための体制強化
 - ・ 検視体制の強化
- 平成22年度 **合計868人を増員**
- ・ 科学捜査力の充実を図るための警察署鑑識体制の強化
 - ・ 検視体制の強化

総合的な治安対策の推進

- 政府を挙げた取り組み
 - ・ 犯罪に強い社会の実現のための行動計画 (犯罪対策閣僚会議、平成15年12月)
 - ・ テロの未然防止に関する行動計画 (国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部、平成16年12月)
 - ・ 安全・安心なまちづくり全国展開プラン (犯罪対策閣僚会議、平成17年6月)
 - ・ 犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008 (犯罪対策閣僚会議、平成20年12月)
 - ・ 情報セキュリティ2010 (情報セキュリティ政策会議、平成22年7月)
- 警察庁における取り組み
 - ・ 緊急治安対策プログラム (平成15年8月)
 - ・ 治安再生に向けた7つの重点 (平成18年8月)

○ 他の諸施策と併せ、一連の増員が犯罪の増勢に歯止めをかけ、治安の回復に一定の効果。

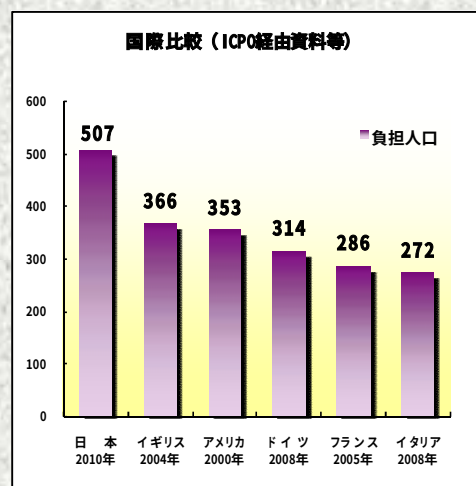
- ・ 刑法犯認知件数の減少 14年 285万件 → 21年 170万件
- ・ 刑法犯検挙率の向上 14年 20.8% → 21年 32.0%
- ・ 空き交番の解消 (平成19年4月)

しかしながら…

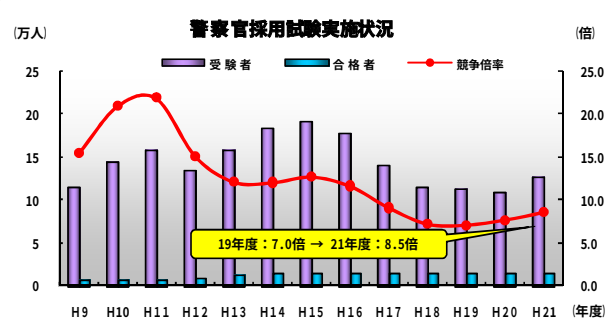
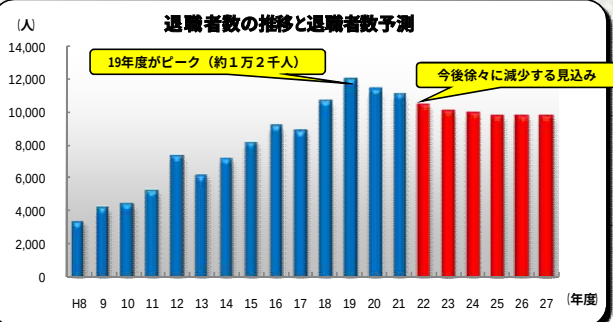
現状と課題

- 刑法犯認知件数170万件は、いまだに治安が良好と考えられていた昭和40年代 (120万件前後) を大きく超える水準にあるなど、治安情勢は依然として厳しい情勢。
- 刑法犯検挙率32.0%は、昭和期 (60%前後) の半分。
- 新たな治安事象等への対応
 - ・ 重要凶悪事件の公訴時効の廃止・延長
 - ・ IT社会の進展に伴うインターネット空間における違法行為等の急増
 - ・ 犯罪死の見逃し防止に対する国民の関心の高まり

警察官一人当たりの負担人口



大量退職・大量採用期の到来



警察力強化方策

厳しい治安情勢等に的確に対応するため、大量退職期の到来を踏まえつつ、警察基盤の充実強化のための総合的な取組みを推進

地方警察官の増員

- 平成23年度地方警察官増員要求（833人）
【要求項目】
 - 公訴時効の廃止に伴う捜査体制の整備
 - サイバー犯罪の取締りを強化し、IT社会における国民の安全・安心を確保するための新たな捜査体制の構築
 - 一層緻密かつ適正な死体取扱業務を推進するための体制強化



退職警察職員の活用

- 退職警察職員の知識・経験を各種警察活動や伝承教養に活用
 - 非常勤職員の拡充
 - ・ 交番相談員、スクールサポーター等として約1万900人を活用
 - 再任用制度の活用
 - ・ 警察官の再任用の拡大
- 19年4月：27人 → 20年4月：423人 → 21年4月：679人 → 22年4月：843人



優秀な人材確保のための国による募集活動の強化

- 国が都道府県警察の採用活動を強力にバックアップ
 - 民間企業主催の大規模合同説明会への参加
 - 情報発信活動の強化（全国版新聞への募集広告掲載等）



警察力の質的強化

- 情報通信技術（IT）の活用による業務の省力化・効率化等により、限られた人的資源を一層有効に活用

パトカーを始めとする警察用車両、警察用航空機及び警察用船舶といった装備資機材や、各種の情報通信システムは、警察活動を支える不可欠な基盤です。このため警察では、事件、事故及び災害がどこでどのように発生しても即座に対応できるよう、各種の装備資機材及び情報通信システムの整備に努めています。

また、警察本部、警察署等の警察施設は、留置施設、取調室等の警察固有の設備を有しているなど、第一線の警察活動の基盤となるものであるほか、災害発生時には、防災拠点としての機能も有していることから、その整備に努めています。



パトカー



通信指令システム

第6 新たな課題への対応

■ 捜査手法、取調べの高度化への取組み

捜査については、取調べに過度に頼ることなく、他の捜査手法によって得られる客観的証拠をより重視するものとしていく必要があります。これらの捜査手法、取調べ等の課題については、国家公安委員会委員長主催の「捜査手法、取調べの高度化を図るための研究会」等において、抜本的な調査・研究を行っています。

■ 捜査手法、取調べの高度化を図るための研究会

「捜査手法、取調べの高度化を図るための研究会」では、部外有識者の委員により、治安水準の維持という観点も踏まえて、捜査構造全体の中での取調べの機能、取調べの高度化と可視化、捜査手法の高度化等について、幅広く検討しています。また、同研究会における検討に資するため、当庁職員を海外に派遣するなどして、諸外国の捜査の在り方等に関する調査・研究を行っています。



捜査手法、取調べの高度化を図るための研究会
第1回会議（日刊警察新聞社）

1 捜査構造全体の中での取調べの機能

- 真相解明上の機能
- 諸外国の刑事司法における取調べの機能

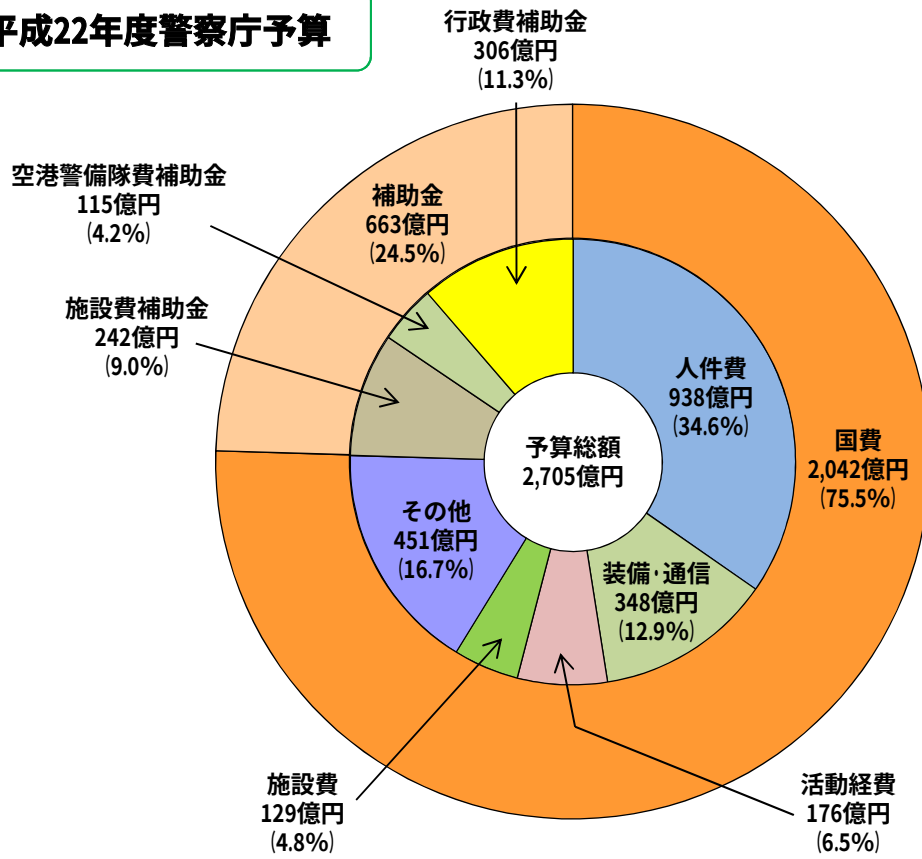
2 取調べの高度化と可視化

- 取調べの困難化とその影響
- 取調べの高度化と客観証拠の拡充
- 可視化の現状
- 諸外国の可視化の現状
- 可視化の効果と問題点、克服方策

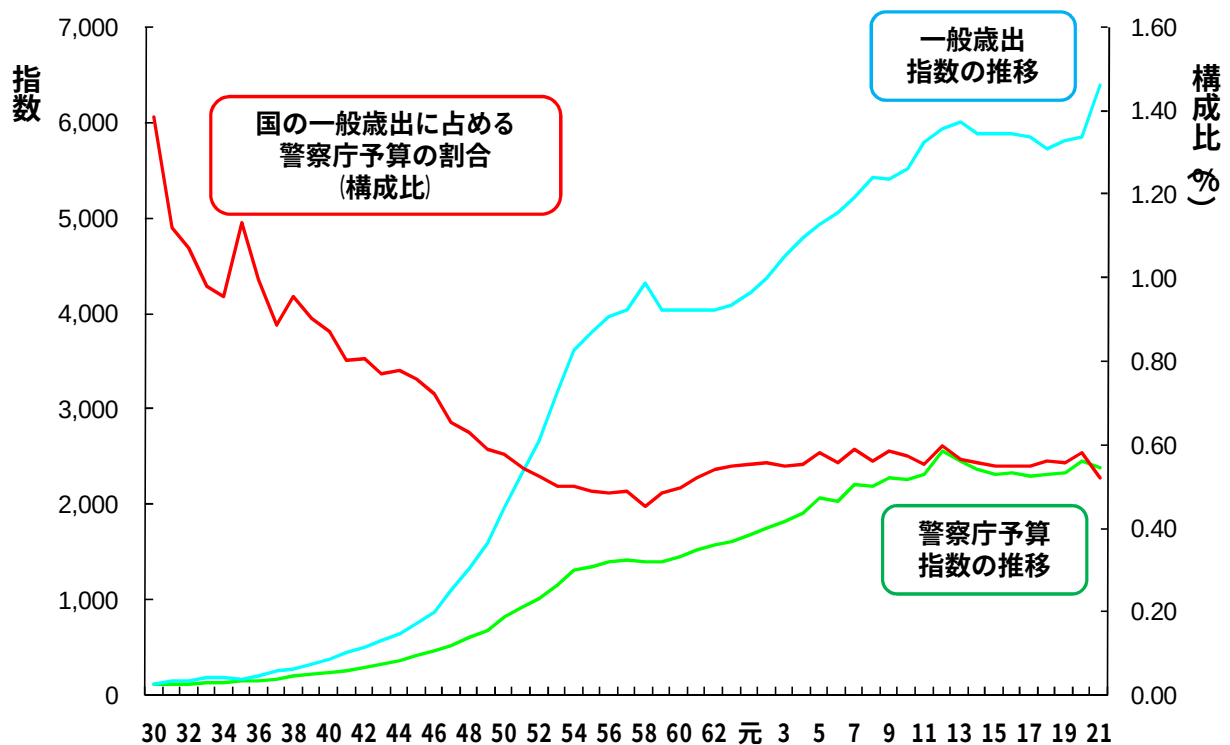
3 捜査手法の高度化

- 我が国における捜査手法の現状
- 諸外国における捜査手法と機能
- 取調べの機能を代替し得る捜査手法
- 今後導入すべき捜査手法

平成22年度警察庁予算



国の一般歳出に占める警察庁予算の割合及び指数



注 指数は、昭和30年を100として算出している。